

事故発生の防止の為の指針

1. 事故対策の基本方針

おるde新町 通所介護事業所は以下に事故対策に関する指針を定め、施設の方針とする。

1) 事故発生防止のための基本的な考え方

おるde新町 通所介護事業所は安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、常に改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力を上げて運営を行う。そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員でもって自己研磨に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努める。

2) リスクマネジメント体制整備

介護事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故などが発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故対策委員会にてその内容について検討する。

3) 事故対策委員会設置の目的

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できる事を目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組む。

4) 事故対策委員会の構成委員

事故対策委員会は施設長、センター長、介護支援専門員、看護師、生活相談員、介護福祉士、介護職員、事務職員、その他 施設長が指名する者をもって構成する。

5) 事故対策委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催する。

6) 事故対策委員会の役割

① マニュアル、相談・苦情・ヒヤリハット報告書、事故トラブル報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新する。相談・苦情・ヒヤリハット報告書、事故トラブル報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新する。

② ヒヤリハット報告、事故報告の分析及び改善策の検討

報告のあったヒヤリハット報告、事故報告を分析し、事故発生防止の為の改善策を検討する。

③改善策の周知徹底

検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

2.職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、介護事故等を分析した結果を踏まえ、年2回の職員研修を実施する。

3.介護事故発生時の対応に関する基本方針

1) ご利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な処置を講じるなど速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要があるときは、速やかに応じるものとする。

2) ご家族等に対する連絡・説明

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるように努める。

①事故発生状況及び施設職員の対応の状況

②事故の発生原因及びその再発防止策

③事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

3) その他の連絡・報告について

かかりつけ医、ケアマネージャー等に連絡し、県・市区町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

4.介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故対策委員会にて介護事故トラブル報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。尚、防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価する。

5.事故発生防止のための基本方針の公表

おるde新町 通所介護事業所の事故発生防止のための基本指針は、利用者の求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにする。またホームページにおいても常時、利用者およびご家族の皆様が閲覧できるように公示する。